(参考資料)

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

アスベスト(石綿)について

アスベスト(石綿)の概要については、以下のとおりです。

① アスベストとは

の措置が必要です。

アスベスト(石綿)は、天然に産出する鉱物の一種で、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。

しかし、その有害性が明らかになり、<u>現在ではアスベストや、重量の0.1%以上のアスベストを含有する全てのものの製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により禁止</u>されています。

② アスベストの種類(6種類)

建材等に使用されたアスベストは、主に<u>クリソタイル、アモサイト及びクロシドライト</u>とされていましたが、<u>トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト</u>が建築物の吹付け材から検出されたこ

とから、この6種類のアスベストを規制の対象としています。

(参考) 6種類のアスベストクリソタイル、アモサイト、クロシドライト新3種アスベストトレモライト、アンソフィライト、アクチノライト

③ アスベストを含む建材の措置

事業者は、労働者が就業する建築物などの天井などに<u>吹き付けられたアスベスト又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が</u>損傷や劣化などでアスベスト等の粉じんを発散するおそれがある場合は、アスベストの除去、封じ込め、囲い込みなど

(参考)除去等の措置が必要な建材		
レベル1	吹付け材	
	保温材	
レベル2	耐火被覆材	
	断熱材	

アスベスト使用実態調査の調査対象について

アスベスト使用実態調査の調査対象については、以下のとおりです。

調査対象施設種別

「(別紙1)調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等

調査対象建築物等

平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く 全ての建築物その他の工作物(建築物等)



調査対象建材

調査対象建築物等に使用されている建材であって、以下のアからエに掲げるもの

調査対象建材	内容
ア 吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)など。
イ アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト(配管)に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り 材など。
エ アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版断熱材、石綿煙突用断熱材。

調査対象建材の特定方法

調査対象建材の特定方法については、以下のとおりです。

① 設計図書等による確認

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定します。

その際、「(別紙2)石綿含有建材品目例(参考)」に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断 基準と考えられますが、この品目例以外にも調査対象建材に該当する可能性があるので、アスベストの 含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意してください。

② 分析調査の実施

設計図書等では確認できない場合は、分析調査を実施します。

アスベストの分析調査については、主に以下のものがあります。これまで、①及び②による分析調査を 実施している場合であっても、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合があるため、6種類のア スベストを対象とした分析調査を実施する必要があることに留意してください。

	①「平成8年3月29日付基発第188 号通知」又は「平成17年6月22日 付基安化発第0622001号通知」に よる分析調査(※既に廃止済み)	JIS法	
		②JIS法 (JIS A1481)による分析調査(※既に廃止済み)	③JIS 法(JIS A1481規格群)による 分析調査
分析対象アスベス ト	クリソタイル、アモサイト、クロシド ライト(3種類)	主にクリソタイル、アモサイト、クロシドライト(3種類) ※ただし、別途トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトについても解説に分析方法を記載	クリソタイル、アモサイト、クロシド ライト、トレモライト、アンソフィライ ト、アクチノライト(6種類)

※①及び②による分析調査の場合、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合もあります

→調査対象建材が使用されていることが判明し、アスベストのばく露のおそれがあるときは、除去等の措置を講じる必要があります。

分析調査の実施に当たっての主な留意点

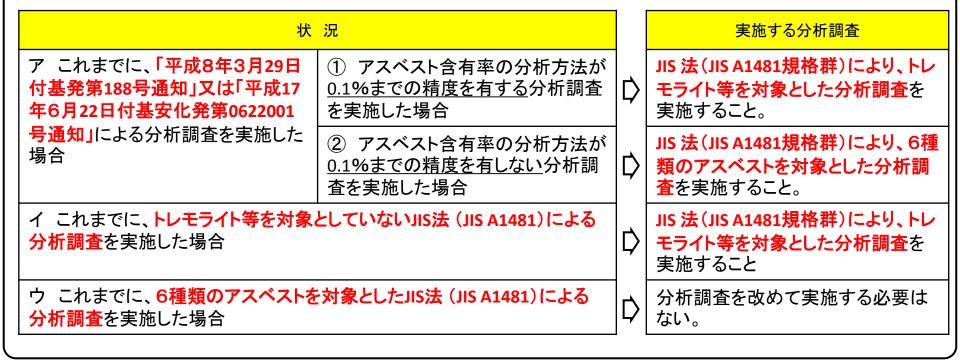
分析調査の実施に当たっての主な留意点については、以下のとおりです。

原 則

設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、JIS 法(JIS A1481規格群)により、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施することを原則とします。

これまでにJIS 法 (JIS A1481規格群) 以外の分析調査を実施している場合

これまでにJIS 法(JIS A1481規格群)による分析調査以外の分析調査を実施している場合は、次のとおり分析調査を実施してください。



調査表の作成について

調査表の作成については、以下のとおりです。

① 調査時点

調査時点は、平成28年12月1日(木)とします。

② 作成する調査表様式

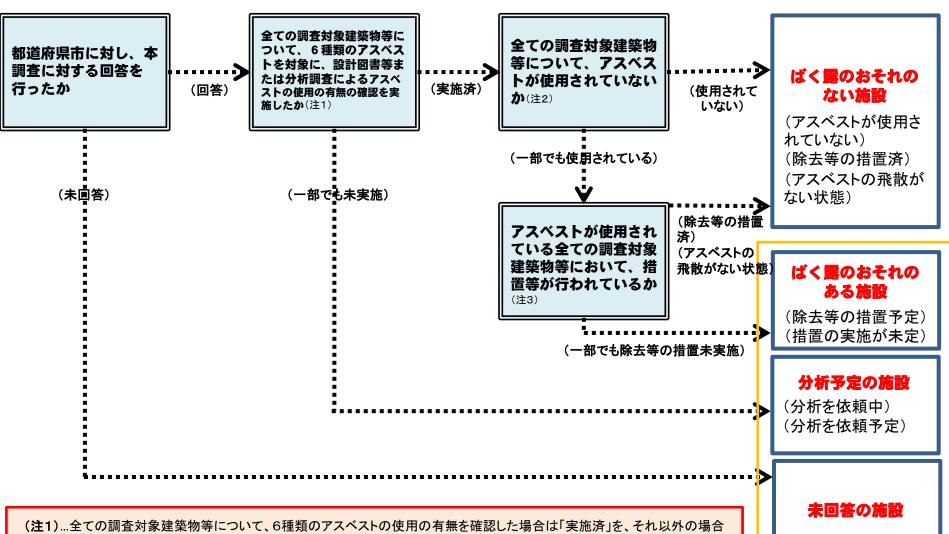
(様式1-1) 施設個表 …調査対象施設(調査対象建築物等を有する施設)が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象施設ごとに作成してください。
※調査を実施していない場合であっても、分析の予定状況を回答し作成してください。

- (留意点)
- 【① 「除去等の措置済」とは、「除去状態」の他に、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」にあるものを指すものであること。
- ②「アスベストの飛散がない状態」とは、「除去等の措置済」ではないが、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散がなく、 よばく露のおそれがない状態を指すものであること。
- ③「除去等の措置未実施」とは、「除去等の措置済」ではなく、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおけるれがある状態を指すものであること。なお、「除去等の措置未実施」については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づきよ適切な措置を講じること。
- ④「日常利用する場所」とは、入所者又は職員等が常時利用する場所を指すものであること。
- ⑤「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ⑥「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。また、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。
- ┆(プ「未定」とは、「措置予定」以外を指すものであること。

(様式1-2) 施設個表

…(様式1-1)において、「ばく露のおそれのある施設」に該当する施設について、調査対象施設ごとに作成してください。
※「ばく露のおそれのある施設」のみ作成してください

【参考】アスベスト使用実態調査による施設の分類の考え方について(1)



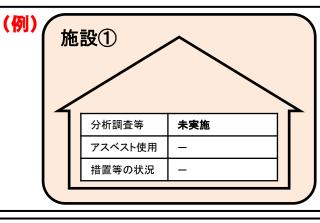
(**注1**)…全ての調査対象建築物等について、6種類のアスベストの使用の有無を確認した場合は「実施済」を、それ以外の場合は「一部でも未実施」を選択する

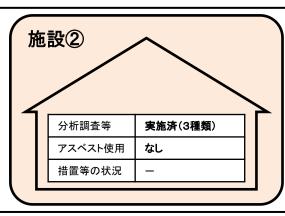
(注2)…全ての調査対象建築物等について、6種類のアスベストが使用されていない場合は「使用されていない」を、それ以外の場合は「一部でも使用されている」を選択する

(注3)…アスベストが使用されている全ての調査対象建築物等について、除去等の措置を行っている場合又はアスベストの粉じんの飛散がない状態の場合は、それぞれ「除去等の措置済」又は「アスベストの飛散がない状態」を、それ以外の場合は「一部でも除去等の措置未実施」を選択する

※次回のフォローアップ調査の 対象施設

【参考】アスベスト使用実態調査による施設の分類の考え方について(2)





(説明)

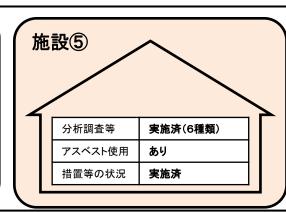
調査対象建築物等について、設計図書等また は分析調査により、6種類のアスベストの使用 の有無を確認していないため、「分析予定の施 設」に該当する。

ばく露のおそれなし	ばく露のおそれあり	分析予定
		0

(説明)

調査対象建築物等について、6種類のアスベストを対象とした設計図書等または分析調査による確認を実施したところ、アスベストが使用されているが、除去等の措置が未実施のため、「ばく露のおそれがある施設」に該当する。

ばく露のおそれなし	ばく露のおそれあり	分析予定
	0	



(説明)

調査対象建築物等について、6種類のアスベストを対象とした設計図書等または分析調査による確認を実施したところ、アスベストが使用されていない、または、除去等の措置が実施済のため、「ばく露のおそれがない施設」に該当する。

ばく露のおそれなし	ばく露のおそれあり	分析予定
0		